

行政版



- ◆ 平成25年第1回臨時議会の結果について
- ◆ 喜茂別町立診療所指定管理者の決定経過について
- ◆ しりべし移動相談会の開催について



喜茂別町立診療所指定管理者の決定経過について

2月18日（月）に喜茂別町立診療所指定管理者選定委員会が開催され、医療法人溪仁会が指定管理者の候補者に選定されました。また、各選定委員から次の点が選定理由として上げられました。

- ① 事業計画書等が現状分析に基づいて適切に作成されている。
- ② 周辺地域との医療連携も円滑に行なわれることが期待できる。
- ③ 家庭医として町の多くの人々との連携を目指す方向性は評価できる。
- ④ 在宅医療などの可能性、住民啓発への貢献も期待される。
- ⑤ 喜茂別町に持続的な地域医療を供給しうる能力を有しているものと認められる。
- ⑥ 指定管理を通じて家庭医の養成やノウハウの蓄積を積極的に図っていききたいとの意向も評価できる。

2月22日（金）に行なわれた第2回臨時議会の議決を経て、次のとおり医療法人溪仁会を正式に喜茂別町町立診療所指定管理者に指定いたしました。

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 名 称 喜茂別町立診療所
 所在地 虻田郡喜茂別町字喜茂別13番地の3
- 2 管理を行わせる期間
 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 管理業務の範囲
 (1) 業務に関すること（外来診療及び居宅における療養上の管理ほか）
 (2) 診療費等の徴収に関すること
 (3) 施設、設備及び備品等の維持管理に関すること
 (4) 地域医療への貢献
 (5) 政策的医療
 (6) その他、町長が定める業務
- 4 政策的医療交付金に関する事項
 33,300 千円／1年当たり（税抜き）

※政策的交付金は、上記の管理業務や保健予防活動、遠隔診療、医療圏域内の連携、専門医派遣、生活習慣病対策、介護との連携、各種団体の委員就任等ひろく地域に根ざした医療を行う活動に対し交付します。

※運営体制等の詳細については、改めて広報紙等を活用して町民の皆様にお知らせいたします。

しりべし移動相談会の開催について

札幌弁護士会しりべし弁護士相談センターでは、下記の日時・場所において無料法律相談会を実施します。この機会に、ぜひ日頃抱えているお悩みを弁護士にご相談下さい。

なお、予約制となっておりますので、下記の相談センターまでお電話でご予約下さい。

日 時 平成 25 年 3 月 28 日午後1時から午後4時
 場 所 喜茂別町農村環境改善センター
 相 談 料 無料 電話予約制 相談時間一人 30 分
 予約受付 しりべし弁護士相談センター
 (Tel 0135-62-8373)
 相談担当 大沼邦匡弁護士

人口	
人口と世帯 (1月末現在)	男 1,191 人 (+ 0 人)
	女 1,175 人 (± 1 人)
	合計 2,366 人 (+ 1 人)
()は前月比	世帯数 1,229 戸 (±1 戸)